

広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の一部改正について

R1.8.27

1 趣 旨

「放置艇解消のための基本方針」に従い、放置艇解消に向けた取組（下記2参照）を進めるためには、県管理の港湾及び漁港において、プレジャーボートの係留を目的とする小型船舶用泊地等（プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。）の目的外使用（以下「小型船舶用泊地等の目的外使用」という。下記3参照）を制度化して、その運用を開始する必要がある。

そのため、次の(1)及び(2)の事項について、関係条例及び関係規則を改正することとし、関係条例の改正案については、「広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の一部を改正する条例案」として、令和元年6月定例県議会に上程し、可決された。

- (1) 小型船舶用泊地等の目的外使用の許可申請手続等に係る関係規定の整備
- (2) 小型船舶用泊地等の目的外使用に係る使用料の新設（有料化）

2 放置艇解消に向けた取組

年 月	内 容
平成30年3月	「放置艇解消のための基本方針」策定（済み）
平成30年6月～12月	放置艇実態調査（済み）
平成30年12月	「放置艇対策事務の手引」作成（済み）
平成31年1月～2月	関係市町へ県と間の規約の改正予定を説明（済み）
平成31年3月	「地区別実施計画」（約200地区）作成（済み）
令和元年6月	条例及び規約の改正案を県議会に上程・可決（済み） 関係市町において規約の改正案を市町議会に上程・可決（済み）
令和元年7～8月	関係規則の改正（知事決裁） 関係市町との規約改正協議（済み）
令和元年9月1日	改正後の条例及び規則の施行
令和元年9月1日～令和4年度	関係地方機関において①及び②の取組を実施 ① 正規の係留保管施設以外の係留可能場所（＝小型船舶用泊地等）を確保し、小型船舶用泊地等の目的外使用を許可する。 ② 無許可係留プレジャーボート（廃船を含む。）の所有者への撤去指導を徹底する。
令和5年4月	使用料徴収を開始

3 小型船舶用泊地等の目的外使用について

- (1) 許可の対象となる行政財産

港湾・漁港内の静穏性が認められる泊地、船だまり等の水域施設及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設（＝小型船舶用泊地等）

(2) 小型船舶用泊地等の法的位置付け

小型船舶用泊地等は、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設（＝住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）でなく、同法第 238 条の 4 第 7 項の規定によって目的外使用の許可を与え得る行政財産として位置付けている。

(2) 許可要件

- ア 船舶の係留に支障がない程度の静穏度を有している水域と認められること。
- イ 係留によって漁業活動及び周辺環境に支障が生じないこと。
- ウ 設置する工作物が係留のために必要不可欠であること。
- エ 港湾・漁港の通常の使用に支障が生じないこと。

(3) 使用期間

原則として 5 年以内

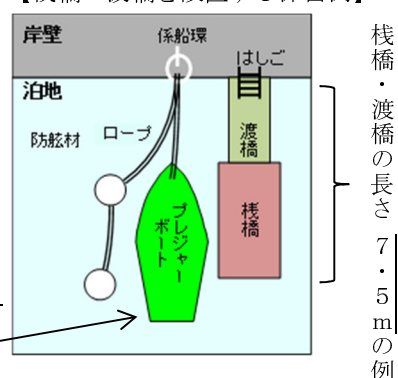
(4) 使用料

ア 使用料の額

1 隻 1 か月につき船舶の長さ（栈橋及び渡橋の長さを加える。）1 メートル当たり 320 円（国際拠点港湾及び重要港湾）・300 円（地方港湾及び漁港）とする。

【栈橋・渡橋を設置する係留例：長さ 15m の場合】 【栈橋・渡橋を設置する係留例】

区 分	月額（例）
国際拠点港湾及び重要港湾	4,800 円
地方港湾	4,500 円
漁港	



平均的なプレジャーボートの長さ 7.5m

イ 徴収開始時期

令和 5 年 4 月 1 日から徴収する。

【理由】 令和元年度から小型船舶用泊地等の使用許可を開始していくが、許可手続を行う地区を令和 4 年度までに段階的に広げていくため、許可制度の円滑な導入や公平性の観点から、放置艇が存在する全ての地区において許可手続が完了する後の令和 5 年度から一斉に徴収を開始するものとする。

4 条例及び規則の施行期日

令和元年 9 月 1 日から施行する。

【理由】 港湾法第 44 条第 1 項の規定によって公布の日から少なくとも 30 日を置いて施行する必要があること、並びに、小型船舶用泊地等の使用許可手続を県において全て行うことができるようにするために、関係規約の改正後に条例及び規則を施行するべきであるため、県及び関係市町の双方の議会において規約の変更の協議について議決した後、県・関係市町間で協議を行って規約を変更する期間が必要になることによる。